



令和8年10月1日付 町職員の人事

町では、次のとおり、町職員の人事異動を行いました。
※（ ）内は前所属。管理職及び新任のみ掲載。
【課長】◆教育総務課：黒田 裕介（総務課）、◆生涯学習課：島野 紀美夫（教育委員会事務局）
【新任】◆総務課（1人）、◆政策財政課（1人）、◆長寿福祉課（1人）、◆長寿福祉課〔地域包括ケアセンター〕

（1人）、◆生涯学習課〔図書館〕（1人）
■問合せ 役場総務課
☎ 296-1214



▲新規採用職員（5人）

鳩山町カスタマーハラスメント基本方針を策定しました



町では、カスタマーハラスメントから職員を守るとともに、公正・公平な行政サービスを提供するため、「鳩山町カスタマーハラスメント基本方針」を策定しました。基本方針は町ホームページをご覧ください。

カスタマーハラスメントとは、「来庁者等による言動であり、町の業務の性質その他の事情に照らして、社会通念上許容される範囲を超えるものであって、職員の就業環境が害されること」を言います。

カスタマーハラスメントに該当し得る行為としては、必要な説明後も長時間にわたり窓口・電話等で拘束する、同一内容の要求を繰り返す、大声や恫喝などの威圧的

な態度、SNS等への暴露を利用した脅し、制度上対応できない要求、特定職員へのつきまとい、業務やプライバシーを侵害する無断撮影・録音、正当な理由のない執務スペースへの立入りなどがあります。

町では、基本方針に基づき、来庁者等からの言動がカスタマーハラスメントに該当すると判断した場合は、職員の安全と就業環境を確保するため、所属長等が対応を引き継ぎ、複数の職員で対応するなど、組織として毅然と対応します。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214

～東武越生線の駅で撮影して限定デザインのカードを手に入れよう～ 越生線改善対策協議会ご当地駅カード配布事業のお知らせ

東武越生線の駅でご自身を含めて撮影した写真や画像をご提示いただいた方に、越生線改善対策協議会オリジナルの「ご当地駅カード9枚セット」を期間限定・数量限定で配布します。

■期間 11月2日（月）～30日（月）

■配布場所 越生線改善対策協議会 構成市町（越生町、毛呂山町、坂戸市、鶴ヶ島市、鳩山町、ときがわ町）の交通政策担当窓口。カードは全600セット限り、各窓

口100セット限りの配布です。カードがなくなり次第終了となります。越生線のどの駅で撮影しても、在住地に問わず、配布場所でカードをお受け取りいただけます。

■問合せ 越生線改善対策協議会事務局 越生町役場企画財政課 企画担当
☎ 292-3121（内線 223）



おもて

うら



東武越生線の駅で、自分を含めた写真を撮影
※周囲の安全に注意し、他のお客様の迷惑とならないようご配慮ください。

写真の窓口で提示して、カードをもらう
※窓口に限りがありますので、おひとり様1セット限りとさせていただきます。

Topics

トピックス



11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間です 令和8年度標語「189(いちはやく) 気づいたあなたに できること」

児童虐待とは、本来子どもをあたたく守り育てるべき親や親に代わる養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健全な成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。

児童虐待防止法では、全ての国民の義務として、虐待を受けたと思われる子どもを発見した時は、児童相談所等に連絡(通告)しなければならいと定めています。連絡(通告)は、子どもを守り、ひいては虐待してしまう親をも救うことになります。

<児童虐待の種類>

身体的虐待

殴る、蹴る、首をしめる、熱湯をかける、溺れさせる、タバコの火を押し付ける、体を激しく揺さぶる 等

性的虐待

性交や性的な行為を強要する、ポルノの被写体にする 等

保護の怠慢・拒否(ネグレクト)

食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車や家に置き去りにする、病気や怪我をしても病院に連れていかない、家に閉じ込める 等

心理的虐待

「産むんじゃないかった」「死んでしまえ」などの酷い言葉で傷つける、わざと無視する、他のきょうだいと差別する 等
〔出典・参考：埼玉県ホームページ〕

子どもは思いどおりにならないものです。また、子育てに

は不安がつきものです。

子育ての悩みを、ひとりで抱え込むのは大変です。誰かに気持ちを話すと少しは楽になります。ひとりで抱え込まず、相談しやすい窓口・方法を利用してください。

◆児童相談所 虐待対応ダイヤル

全国共通（地域の児童相談所に繋がります）

189（いちはやく）

※通話無料、匿名可能、秘密厳守です。

【身近な相談窓口】

- ・親と子どもの悩みごと相談@埼玉（LINE）
- ・親と子どもの悩みごと相談@埼玉 ☎ 048-822-7007（12/29～1/3 除く午前9時～午後10時、土日祝日午前9時～午後5時）
- ・町こども家庭センター ぴゅぴゅ ☎ 298-1136（平日午前8時30分～午後5時15分）
- ・町保健センター ☎ 296-2530（平日午前8時30分～午後5時15分）
- ・ひばり子育て支援センター ☎ 296-5694（平日午前9時～午後5時）、hoikuen@hibari.or.jp
- ・子育て支援センター「ほぼろ」 ☎ 210-3217（平日、土曜日午前9時～午後4時）、popolu@ai-relief.jp



令和9・10年鳩山町小規模契約希望業者登録の受付

町では、小額で内容が軽易な契約を希望する業者の登録の受付を次のとおり実施します。

■登録できる方 町内に本店または住所を置いていて、令和9・10年度競争入札参加資格登録を申請していない方

■登録できない方

- ①町内に本店または住所を置いていない方
- ②契約を締結する能力を有しない方や破産者で復権を得ていない方

③令和9・10年度競争入札参加資格登録を申請している方

④希望業種を履行するために、必要な資格・許可等を有していない方

⑤町税を滞納している方

■申請書類 役場政策財政課窓口で配布または町ホームページからダウンロード

■提出先・問合せ 役場政策財政課
☎ 296-1212





11月「いじめ撲滅強調月間」 「いじめ」は重大な人権侵害です



いじめられたこどもには心身に深刻な被害が生じることがあります。いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることはありません。埼玉県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」と定め、いじめ問題の根絶に取り組んでいます。いじめを受けていたり、いじめに気が付いたら一人で悩まず相談・通報してください。

■彩の国よりそうみんなの電話・メール教育相談(埼玉県立総合教育センター)

【相談内容 いじめ、不登校、学校生活】
・18歳以下のこども用(無料)

#7300または☎0120-86-3192

・保護者用 ☎048-556-0874 (毎日24時間)

Eメール相談 soudan@spec.ed.jp

※Eメール相談の受信確認及び返信は、平日午前9時から午後5時の時間帯に行っています。

■いじめ通報窓口(埼玉県教育委員会)

【通報内容 いじめに関すること】

※この窓口は「いじめ」についての情報提供を受けることが目的であり、相談に対する返信は行いません。

※通報された情報は学校に提供します。学校はあなたが送信したことがわからないように調査・対応します。

■こころの健康相談統一ダイヤル

【相談内容 こころの健康の相談】

☎0570-064-556(平日・休日ともに24時間対応)

※さいたま市にお住まいの方は平日午前9時から午後5時、午後6時30分から10時

■埼玉県こころの電話(埼玉県立精神保健福祉センター)

【相談内容 こころの健康の相談】

☎048-723-1447 (月～金/祝日・年末年始を除く)

午前9時～午後5時

※さいたま市以外にお住まいの方が対象

■埼玉県 SNS 相談 こころのサポート@埼玉

【相談内容 こころに関する相談内容を何でも(LINEで心理カウンセラーへ相談)】

(毎日午後7時～11時 受付は終了30分前まで)



11月12日～25日 「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

配偶者・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカ行などの「女性に対する暴力」は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女平等の妨げとなっています。この期間をきっかけに、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりを進めていきましょう。

あなたが暴力の被害を受け、また、身近な人が被害を受けて悩んでいたら、一人で悩まず、まずは下記の相談機関にご相談ください。早めの相談が問題解決への第一歩です。相談は無料で、秘密は厳守されます。

■問合せ 役場総務課 ☎296-1214

相談機関	連絡先	受付時間
DV相談+(プラス)	☎0120-279-889	24時間
埼玉県女性・DVチャット相談「たまチャ」	 左記二次元コードから県ホームページをご覧ください。	日・水・金 午後3時～午後9時(年末年始を除く)
アイリスホットライン	☎0120-31-8341	24時間
埼玉県配偶者暴力相談支援センター (With You さいたま)	☎048-600-3700	月～水、金、土 午前9時30分～午後8時30分、 日・祝・休日 午前9時30分～午後5時(年末年始、臨時休館日を除く)
西入間警察署(生活安全課)	☎284-0110	24時間
鳩山町役場(総務課 職員・人権政策担当)	☎296-1214	月～金 午前8時30分～午後5時15分(土日、祝日、年末年始を除く)

11月30日は「人生会議の日」 人生会議、始めてみませんか？

■11月30日は「人生会議の日」です

厚生労働省では、11月30日(いい看取り・看取られ)を「人生会議の日」とし、人生の最終段階における医療・ケアについて考える日として普及・啓発を行っています。

■人生会議とは

人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)とは、もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のことです。

■「人生会議」を始めてみませんか

誰でも、いつでも、命に関わる大きな病気やけがをする可能性があります。

命の危機が迫った状態になると、約7割の方が、医療やケアなどを自分で決めたり、望みを人に伝えたりすることができなくなると言われています。自らが希望する医療やケアを受けるために、大切にしていることや望んでいるこ

と、どこでどのような医療やケアを望むかを自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有することが重要です。

人生の最終段階において、あなたが大事にしたいこと、望む生き方について考え、話し合うことは、もしもの時にあなたの望みを叶える第一歩となるはずです。何度でも繰り返し、見直すことができます。いま、あなたができることから始めてみませんか。

■「私の意思表示ノート」を活用してみよう

私の意思表示ノートは、もしもの時のための医療等を選択し、記入しておける他、医療用語の言葉の解説等もついています。地域包括支援センターの窓口を設置してあるほか、埼玉県医師会のホームページからダウンロードできます(「私の意思表示ノート」で検索)ので、ご活用ください。

■問合せ 町地域包括支援センター ☎296-7700



役場税務会計課 会計年度任用職員を募集します

役場税務会計課で確定申告等の事務をしていただく会計年度任用職員を募集します。

■応募資格 簡単なパソコン操作ができる方

■職務内容 申告書類等の整理、データ入力(パソコン使用)、問合せの対応など

■勤務期間 令和9年1月27日(水)～3月26日(金)(週5日、40日間)

■勤務時間 午前8時30分～午後4時30分のうち7時間(休憩時間60分)

■勤務場所 役場税務会計課内

■募集人数 2人

■時給 1,196円(雇用保険加入、通勤手当支給)

■採用の決定 書類・面接により採用者を決定します。

■申込期間 11月16日(月)～12月11日(金)

■申込方法 申込書(町指定の様式をホームページからダウンロードしてください。)をお持ちの上、役場税務会計課へお申し込みください。

■問合せ 役場税務会計課 ☎296-5892



マイナンバーカード取得と電子証明書に関する手続き受付中！

町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、マイナンバーカードや電子証明書に関する手続きを行っています。

お手続きには事前予約が必要です。ご希望の方は、臨時開庁予定日の4日前までに町民健康課へお電話で予約をお願いします。ご予約の際には、ご希望の時間帯(午前中のみ)とお手続き内容をお伝えください。

正面玄関が閉まっておりますので、来庁時には職員通用口(正面玄関向かって右側)からお入りください。

◆11月～令和9年1月 休日臨時開庁日

■日時 11月14日(土)、12月13日(日)、令和9年1月16日(土)午前9時～正午

■問合せ 役場町民健康課 ☎296-5891

※予約があった日(予約のあった時間帯)のみ開庁します。原則として、当日受付は行っておりませんので、ご注意ください。